

**西東京市新型インフルエンザ等対策行動計画  
( 素案 )**

**令和8（2026）年〇月〇日**

**西東京市**

## 目次

はじめに.....	1
<b>第1部 基本的な考え方 .....</b>	<b>3</b>
<b>第1章 計画の基本的な考え方 .....</b>	<b>3</b>
<b>第2章 対策の目的等 .....</b>	<b>5</b>
<b>第1節 対策の目的 .....</b>	<b>5</b>
<b>第2節 対策実施上の留意点 .....</b>	<b>7</b>
<b>第3節 対策推進のための役割分担 .....</b>	<b>10</b>
<b>第3章 発生段階等の考え方 .....</b>	<b>14</b>
<b>第4章 対策項目 .....</b>	<b>16</b>
<b>第2部 各対策項目の考え方及び取組 .....</b>	<b>19</b>
<b>第1章 実施体制 .....</b>	<b>19</b>
<b>第1節 準備期 .....</b>	<b>19</b>
<b>第2節 初動期 .....</b>	<b>21</b>
<b>第3節 対応期 .....</b>	<b>22</b>
<b>第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション .....</b>	<b>27</b>
<b>第1節 準備期 .....</b>	<b>27</b>
<b>第2節 初動期 .....</b>	<b>32</b>
<b>第3節 対応期 .....</b>	<b>34</b>
<b>第3章 まん延防止 .....</b>	<b>36</b>
<b>第1節 準備期 .....</b>	<b>36</b>
<b>第2節 初動期 .....</b>	<b>37</b>
<b>第3節 対応期 .....</b>	<b>38</b>
<b>第4章 ワクチン .....</b>	<b>40</b>
<b>第1節 準備期 .....</b>	<b>40</b>
<b>第2節 初動期 .....</b>	<b>46</b>
<b>第3節 対応期 .....</b>	<b>49</b>
<b>第5章 保健 .....</b>	<b>53</b>
<b>第1節 準備期 .....</b>	<b>53</b>
<b>第2節 初動期 .....</b>	<b>55</b>
<b>第3節 対応期 .....</b>	<b>56</b>
<b>第6章 物資 .....</b>	<b>57</b>
<b>第1節 準備期 .....</b>	<b>57</b>

第 2 節 初動期 .....	59
第 3 節 対応期 .....	60
第 7 章 市民生活及び市民経済の安定の確保 .....	61
第 1 節 準備期 .....	61
第 2 節 初動期 .....	63
第 3 節 対応期 .....	64
 第 3 部 市政機能を維持するための市の危機管理体制 .....	66
第 1 章 市における危機管理体制 .....	66
第 2 章 市政機能の維持 .....	71
 用語集 .....	73

## はじめに

### 【西東京市新型インフルエンザ等対策行動計画改定の目的】

令和2(2020)年1月に我が国で最初の新型コロナウイルス感染症(COVID-19)

<sup>1</sup>(以下「新型コロナ」という。)の感染者が確認されて以降、新型コロナの感染が拡大する中で、人々の生命及び健康が脅かされ、経済や暮らしなど社会全般に重大な影響がもたらされた。この未曾有の感染症危機において、西東京市(以下「市」という。)は、国や東京都(以下「都」という。)の対応を踏まえながら対策を講ずるとともに、市民・事業者・医療従事者等の尽力により、一丸となって幾度もの感染の波を乗り越えてきた。

今般の西東京市新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「本行動計画」という。)の改定は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)をはじめとする法改正や東京都新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「都行動計画」という。)を踏まえて見直しを行うものである。

今後は、本行動計画に基づき、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事の際は、感染症の特徴や科学的知見に基づく国及び都の対応を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実施していく。

### 【行動計画の改定概要】

市では、国の行動計画やガイドラインを踏まえ、平成21(2009)年3月に「西東京市新型インフルエンザ対策行動計画」を、同年11月には、「西東京市新型インフルエンザ業務対応マニュアル」を策定し、新型インフルエンザ対策を推進してきた。

平成25(2013)年4月に特措法が施行されたことに伴い、新型インフルエンザ等対策政府行動計画(以下「政府行動計画」という。)及び都行動計画が新たに作成されたことを踏まえ、新型インフルエンザ等<sup>2</sup>発生時の危機管理対応の規範とするべく、平成27(2015)年1月に既に策定してきた行動計画等を整理統合し、特措法第8条に基づき、新たな行動計画を策定した。

<sup>1</sup> 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2(2020)年1月に、中華人民共和国から世界保健機関(WHO)に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。

<sup>2</sup> 特措法第2条第1号

今般、令和6（2024）年7月に政府行動計画が、令和7（2025）年5月に都行動計画が改定されたことを受け、市においても、本行動計画の改定を行うものである。

基本的には都行動計画に準じた改定を行い、対象とする疾患についても、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等<sup>3</sup>だけでなくその他の幅広い呼吸器感染症をも念頭に置くこととした上で、記載を3期（準備期、初動期及び対応期）に分け、特に準備期の取組を充実させている。

また、新型コロナへの対応（以下「新型コロナ対応」という。）で課題となった項目を独立させるなど、対策項目の見直しを行うとともに、感染が長期化する可能性も踏まえ、複数の感染拡大の波への対応等についても記載の充実を図った。

加えて、感染症に係る緊急事態に際し、速やかに事態を把握し、緊急、かつ総合的な対応を行うため、市の初動対応についても本行動計画において示している。

---

<sup>3</sup> 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症及び同項第4号に規定する再興型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。

## 第1部 基本的な考え方

### 第1章 計画の基本的な考え方

#### 1 根拠

本行動計画は、特措法第8条の規定に基づき策定する計画である。

#### 2 対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）

- (1) 新型インフルエンザ等感染症<sup>4</sup>
- (2) 指定感染症<sup>5</sup>（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、全国的、かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- (3) 新感染症<sup>6</sup>（全国的かつ急速なまん延の恐れがあるもの）

#### 3 計画の基本的な考え方

- (1) 政府行動計画及び都行動計画に基づき、市における新型インフルエンザ等への対策の実施に関する基本的な方針や市が実施する対策を示すとともに、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性をも想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、病原性の強弱等の様々な状況下で対応ができるよう、対策の選択肢を示すものである。
- (2) 国、都、市、医療機関、指定（地方）公共機関、事業者及び市民の役割を示し、市や事業者の新型インフルエンザ等の対策が緊密に連携して推進されるようにする。
- (3) 新型コロナ対応で積み重ねた知見・経験を関係機関や市民等とも共有し、今後発生し得る未知なる感染症の危機に備える。

#### 4 計画の推進

本行動計画には、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れていく。

また、新型インフルエンザ等の発生に備え、都と連携して、市や関係機関、市民等について、平時から教育・訓練・啓発の実施などを通じて対応能力を高めるとともに、機動的に計画を検証し、必要に応じて修正を行っていくこととする。

<sup>4</sup> 感染症法第6条第7項

<sup>5</sup> 感染症法第6条第8項

<sup>6</sup> 感染症法第6条第9項

## 5 計画の改定

本行動計画の改定に当たっては、特措法の規定<sup>7</sup>に基づき、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者、医療関係団体、保健所等の代表等からなる「西東京市新型インフルエンザ等対策行動計画策定委員会」に意見を聴き、行う。

---

<sup>7</sup> 特措法第8条第8項により準用する第7条第3項

## 第2章 対策の目的等

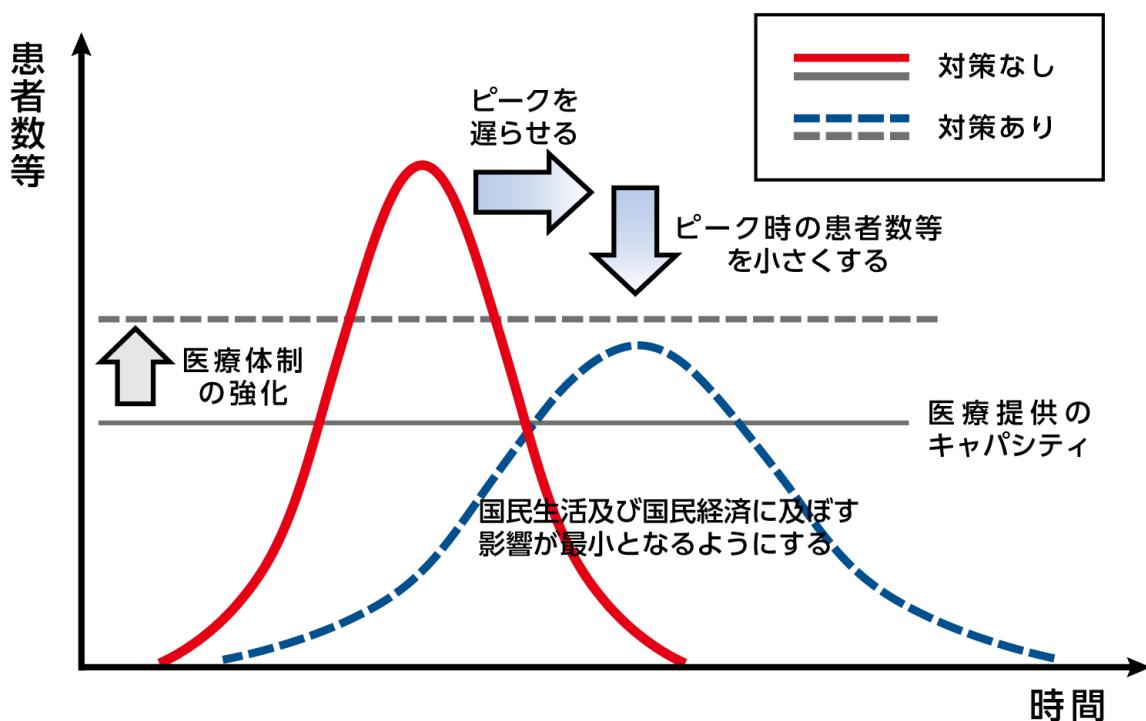
### 第1節 対策の目的

新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく<sup>8</sup>。

#### 1 感染拡大の抑制、市民の生命及び健康の保護

- (1) 感染拡大の速度を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備や治療薬・ワクチン製造等のための時間を確保する。
- (2) 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、迅速かつ効率的な医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようとする。
- (3) 適切な医療の提供により、重症者数や死者数を減らす。

<対策の概念図>



出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（まん延防止に関するガイドライン）

<sup>8</sup> 特措法第1条

第1部 基本的な考え方

第2章 対策の目的等

第1節 対策の目的

## 2 市民生活及び市民経済に及ぼす影響の最小化

- (1) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による市民生活及び市民経済への影響を軽減する。
- (2) 市民生活及び市民経済の安定を確保する。
- (3) 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- (4) 業務継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

## 第2節 対策実施上の留意点

市は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階において、特措法その他の法令、国が定める基本的対処方針又は本行動計画に基づき、国、都、他区市町村・指定（地方）公共機関等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施する。この場合において、次の点に留意する。

### 1 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、以下の(1)から(4)までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、迅速かつ効率的な情報収集・共有、分析のための基盤となるDXの推進等を行う。

- (1) 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理、リスクコミュニケーション等の備え  
将来に高い確率で起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。
- (2) 迅速な初動の体制整備  
初動対応については、未知の感染症や新型インフルエンザ等が国内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の感染事例を確認した後速やかに初動対応に動き出せるように、体制整備を進める。
- (3) 関係者や市民等への普及啓発等を通じた不断の点検や改善  
感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を、広く感染症対策に携わる関係者や市民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。
- (4) 迅速かつ効率的な情報共有体制の整備  
新型インフルエンザ等対策所管部署の負担軽減、医療関連情報の有効活用、国と都及び他区市町村との円滑な連携等を図るため、DXの推進、都や他区市町村との共同によるシステム開発・調達など、関係者間の迅速かつ効率的な情報共有体制の整備を進める。

### 2 市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、市民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、様々な場面を活用して普及させ、子どもを含め様々な年代の市民等の理解を深めるための、分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、市民等が適切な判断や行動をとれるようにする。特に、国や都がまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける市民等や事業者の状況も踏まえ、市も協力して、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

### 3 基本人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等により、市民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のもととする<sup>9</sup>。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対してその意義や必要性等を十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者等に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人権の保護や士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より大きな影響を受ける可能性がある社会的弱者への配慮について留意するなど、感染症危機においても市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

### 4 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症や指定感染症、新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチン・治療薬等による対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要性にも相違が生じることが考えられ、どのような状況下でもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

---

<sup>9</sup> 特措法第5条

## 5 関係機関相互の連携協力の確保

政府対策本部<sup>10</sup>、都対策本部<sup>11</sup>及び西東京市新型インフルエンザ等対策本部(以下「市対策本部」という。)<sup>12</sup>は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

都は、市から新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請があつた場合には、その要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行うこととする<sup>13</sup>。

## 6 感染症危機下の災害対応

市は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や避難所施設の確保及び自宅療養者等の対応を図るなど体制の強化等に努めていく。また、発災時には、都や他区市町村と連携し、発生地域における状況を適切に把握とともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を行う。

## 7 記録の作成や保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成・保存し、これを公表する。

---

<sup>10</sup> 特措法第 15 条

<sup>11</sup> 特措法第 22 条及び東京都新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年条例第29号）

<sup>12</sup> 特措法第 34 条及び西東京都新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年条例第22号）。以下「対策本部条例」という。)

<sup>13</sup> 特措法第 24 条第1項及び第 36 条第2項

### 第3節 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等から一人でも多くの生命を守り、社会経済活動への影響を最小限にするためには、国、都、区市町村、医療機関、事業者、市民等が互いに協力してそれぞれの役割を果たし、一丸となって感染拡大防止に努めるとともに、市民生活及び市民経済を維持しなければならない。新型インフルエンザ等が発生すれば、誰もが患する可能性があり、互いに協力してそれぞれの役割を果たすことが求められる。

#### 1 国

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する<sup>14</sup>。また、国は世界保健機関（WHO）等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努める<sup>15</sup>とともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める<sup>16</sup>。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議<sup>17</sup>及びそれを補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議<sup>18</sup>の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、国は、新型インフルエンザ等対策推進会議<sup>19</sup>等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

<sup>14</sup> 特措法第3条第1項

<sup>15</sup> 特措法第3条第2項

<sup>16</sup> 特措法第3条第3項

<sup>17</sup> 「新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について」（平成23年9月20日閣議口頭了解）」に基づき開催

<sup>18</sup> 「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の設置について」（平成16年3月2日関係省庁申合せ）」に基づき開催

<sup>19</sup> 特措法第70条の2の2に規定する新型インフルエンザ等対策推進会議をいう。

## 2 地方公共団体

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

## 3 都

都道府県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関し的確な判断と対応とが求められる。

都は、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備するほか、民間検査機関又は医療機関等と検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、検査体制、宿泊療養等の実施体制並びに保健所の対応能力の確保について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。こうした取組においては、都は、特別区及び保健所を設置する市（以下「保健所設置区市」という。）、感染症指定医療機関<sup>20</sup>、東京都医師会（以下「都医師会」という。）等の関係団体等で構成される東京都感染症対策連携協議会<sup>21</sup>等を通じ、予防計画や医療計画等について協議を行うことが重要である。

また、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、P D C A サイクルに基づき改善を図る。

## 4 市

市は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、自宅療養を行う住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時における高齢者や障害者等の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、都や近隣の区市町村と緊密な連携を図る。

<sup>20</sup> 感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、政府行動計画上では「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものとする。

<sup>21</sup> 感染症法第10条の2

## 第1部 基本的な考え方

### 第2章 対策の目的等

#### 第3節 対策推進のための役割分担

## 5 医療機関

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、都と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具をはじめとした感染症対策物資等<sup>22</sup>の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、都からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

## 6 指定（地方）公共機関

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき<sup>23</sup>、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

## 7 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める<sup>24</sup>。

---

<sup>22</sup> 感染症法第 53 条の 16 第 1 項に規定する医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「薬機法」という。）第 2 条第 1 項に規定する医薬品）、医療機器（薬機法第 2 条第 4 項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材

<sup>23</sup> 特措法第 3 条第 5 項

<sup>24</sup> 特措法第 4 条第 3 項

## 8 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる<sup>25</sup>ため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

## 9 市民

市民は、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、感染症の流行状況等を踏まえ、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める<sup>26</sup>。

---

<sup>25</sup> 特措法第4条第1項及び第2項

<sup>26</sup> 特措法第4条第1項

## 第3章 発生段階等の考え方

### 1 発生段階の考え方

新型インフルエンザ等への対策は、患者発生の状況に応じて講すべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

発生段階は、政府行動計画や都行動計画と同様に、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）とに大きく分けた構成とする。

### 2 各段階の概要

#### （1）準備期

新型インフルエンザ等の発生前の段階では、市民に対する周知啓発や市・事業者による業務継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を行う。

#### （2）初動期

国において感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知し、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、都の対応を踏まえ、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

#### （3）対応期

対応期については、以下の四つの時期に区分する。

- ・封じ込めを念頭に対応する時期
- ・病原体の性状等に応じて対応する時期
- ・ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期
- ・特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

<発生段階及び各段階の概要>

段階	区分の説明	概要
準備期	発生前の段階	・水際対策の実施体制の構築、地域における医療提供体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、ワクチンや治療薬等の研究開発と供給体制の整備、市民に対する啓発や市・事業所による事業継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。
初動期	新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性がある感染症が発生した段階	・感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。
対応期	封じ込めを念頭に対応する時期	・政府対策本部の設置後、都内・市内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンデミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意。）。
	病原体の性状等に応じて対応する時期	・感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。
	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	・ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まるなどを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する。）。
	特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	・最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。

## 第4章 対策項目

### 1 主な対策項目

本行動計画は、新型インフルエンザ等対策の二つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、以下の7項目を行動計画の主な対策項目とする。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 市民生活及び市民経済の安定の確保

### 2 対策項目ごとの基本理念と目標

主な対策項目である7項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現に当たって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、以下に示す①から⑦までのそれぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要である。

#### ① 実施体制

感染症危機は市民の生命及び健康、市民生活及び市民経済に広く大きな被害を及ぼすことから、医療従事者や市民・事業者の協力の下、国や都、近隣区市町村とも連携し、実効的な対策を講じていくことが重要である。そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。新型インフルエンザ等の発生時には、平時における準備や都の対応を基に、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

## ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

さくそう

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を、人権及び個人情報に留意しつつ迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、市民等、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、市は、平時から、市民等の感染症に対する意識の把握に努め、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

## ③ まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活及び市民経済への影響を最小化することを目的とする。都が行う適切な医療の提供や、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげることが重要である。特に、有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策であるため、市としても、都が実施する緊急事態措置やまん延防止等重点措置等の対応を踏まえ、適切に対応していくことが重要である。

一方で、特措法第5条において、国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとするとされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行うことが重要である。

④ ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。都及び市は、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要がある。

新型インフルエンザ等の発生時には、国において、我が国における開発・生産はもとより、外国からの輸入、外国で開発された製品の国内生産等の全ての手段を通じて、安全で有効なワクチンの迅速な供給を行うとともに、都及び市においても、接種に当たっては、事前の計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行う。

⑤ 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なることから、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、市民の生命及び健康を保護する必要がある。その際、市民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

⑥ 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足や流通の乱れ等により、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要である。

国は、平時から医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等を推進するとともに、感染症対策物資等の需給状況の把握等のために必要な体制を整備するほか、新型インフルエンザ等の発生時には、感染症対策物資等の需給状況の把握を行い、不足が懸念される場合等には、医療機関等で必要な感染症対策物資等が確保されるよう取り組む。

⑦ 市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、市民生活及び市民経済に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や市民等に必要な準備を行うことを勧奨する。また、指定（地方）公共機関は、業務計画の策定等の必要な準備を行う。

新型インフルエンザ等の発生時には、市民生活及び市民経済の安定の確保に必要な対策や支援を行う。事業者や市民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

## 第2部 各対策項目の考え方及び取組

### 第1章 実施体制<sup>27</sup>

#### 第1節 準備期

##### <目的>

新型インフルエンザ等が国内外で発生し、又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、関係機関が一丸となって取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。

また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

#### 1-1 市行動計画の作成・見直し

市は、政府行動計画及び都行動計画に基づき本行動計画を作成し、必要に応じて新型インフルエンザ等の発生に備えた本行動計画の見直しを行うものとする。なお、本行動計画を作成・変更する際は、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聞くものとする<sup>28</sup>。

#### 1-2 実践的な訓練等の実施

- ① 市は、政府行動計画及び都行動計画の内容を踏まえ、都と連携して新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。
- ② 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる市職員等に対し、必要な知識技術を獲得できる研修受講の機会を確保する。

#### 1-3 体制整備・強化

- ① 市は、新型インフルエンザ等の発生時において、強化・拡充すべき業務を実施するため必要な人員体制等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図り、市における取組体制を整備・強化するため、業務継続計画の改定等を進める。
- ② 市は、平時から都と連携し、市民等に対し、感染症に関する基本的な情報や感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報やその対策等について、分かりやすく情報提供・共有を行う。
- ③ 市は、特措法の定めのほか、市対策本部に関し、必要な事項を条例及び規則等で定める<sup>29</sup>。

<sup>27</sup> 特措法第 8 条第 2 項第 1 号及び第 3 号

<sup>28</sup> 特措法第 8 条第 7 項及び第 8 項

<sup>29</sup> 特措法第 34~37条

#### 1-4 関係機関の連携の強化

- ① 市は、国、都及び指定（地方）公共機関と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。
- ② 国、都、市及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。
- ③ 市は、第3節（対応期）3-1-3に記載している特定新型インフルエンザ等対策<sup>30</sup>の代行や応援の具体的な運用方法について、都と事前に調整し、着実な準備を進める。

---

<sup>30</sup> 特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策をいう。以下同じ。

## 第2節 初動期

### <目的>

新型インフルエンザ等が国内外で発生し、又はその疑いがある場合には、危機管理として事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、準備期における検討等に基づき、必要に応じて危機管理対策会議を開催し、市及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

### 2-1 新型インフルエンザ等の疑いを把握した場合の措置

#### ・危機管理対策会議等の開催

市は、新型インフルエンザ等が国内外で発生し、又はその疑いがある場合において、危機管理上必要があると認める場合には、危機管理対策会議を開催し、情報の収集・共有を行うとともに、市の初動対応など危機に対処するための方策について検討を行う。

### 2-2 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 市は、国や都から新型インフルエンザ等が発生したと認める旨を公表することについての情報を入手した場合には、直ちに市長に報告するとともに、危機管理所管部と保健衛生所管部の相互で情報共有する。
- ② 政府対策本部<sup>31</sup>や都対策本部<sup>32</sup>が設置された場合には、市は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言<sup>33</sup>（以下「緊急事態宣言」という。）を想定し、直ちに市対策本部を設置できるよう必要な準備を進める。
- ③ 市は、必要に応じて、本章第1節（準備期）1-3を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

### 2-3 迅速な対応の実施に必要な予算の確保

市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援<sup>34</sup>を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。

<sup>31</sup> 特措法第15条

<sup>32</sup> 特措法第22条及び東京都新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年条例第29号）

<sup>33</sup> 特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言をいう。以下同じ。

<sup>34</sup> 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

## 第3節 対応期

### <目的>

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束<sup>35</sup>するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、持続可能な実施体制とすることが重要である。

感染症危機の状況並びに市民生活及び市民経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合には、都の対応を踏まえ、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期にかつ少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

### 3-1 基本となる実施体制の在り方

国、都及び市の基本となる実施体制の概要については以下のとおりとする。

#### 3-1-1 国による総合調整及び指示

- ① 国は、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、基本的対処方針に基づき、都道府県及び指定公共機関に対し、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行う<sup>36</sup>。新型インフルエンザ等のまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるにもかかわらず、当該総合調整に基づく所要の措置が実施されず、都道府県及び指定公共機関における緊急かつ一体的な対策が行われる必要がある等、新型インフルエンザ等対策を的確、かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において国は必要な指示を行う<sup>37</sup>。
- ② 当該総合調整及び指示は、地方公共団体等における新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施することにより、他の地方公共団体や全国へのまん延を防止することを目的として実施されるものである。例えば、地方公共団体間で、施設の使用制限や営業時間の短縮等の措置の実施の方針が異なり、全国的な感染拡大の防止を実効的に行う観点から、当該地方公共団体において一体的な対策を講ずる必要がある場合等に行われることが考えられる。

<sup>35</sup> 患者が国内で発生しているが、特措法に基づく対策を必要としない流行状況にあること。

<sup>36</sup> 特措法第20条第1項

<sup>37</sup> 特措法第20条第3項。なお、J I H S以外の指定公共機関に対する指示は、緊急事態宣言時のみ可能である（特措法第33条第1項）

## 第2部 各対策項目の考え方及び取組

### 第1章 実施体制

#### 第3節 対応期

③ 国は、感染症法に基づき、都道府県等の区域を越えて人材確保又は移送を行う必要がある場合等において、都道府県等、医療機関その他の関係機関に対して、まん延防止のために必要な措置に関する総合調整を行う<sup>38</sup>。あわせて、都道府県等が感染症法等に定める事務の管理等を適切に行わない場合において、全国的かつ急速なまん延を防止するため特に必要があると認めるときは、国は必要な指示を行う<sup>39</sup>。

なお、国は、都道府県等が行う新感染症に係る事務に関し必要な指示をしようとする際には、あらかじめ厚生科学審議会の意見を聴く<sup>40</sup>。ただし、緊急を要する場合には、指示した措置について、厚生科学審議会へ速やかに報告する<sup>41</sup>。

#### 3-1-2 都による総合調整

- ① 都は、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、都及び関係区市町村並びに関係指定（地方）公共機関が実施する都の新型インフルエンザ等対策に関する総合調整等を行う<sup>42</sup>。
- ② 都は、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要があると認めるときは、区市町村、医療機関、感染症試験研究等機関その他の関係機関に対し、感染症法に定める入院勧告又は入院措置その他のこれらの者が実施する措置に関し必要な総合調整を行う<sup>43</sup>。あわせて、都は、新型インフルエンザ等の発生を予防し、又はまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、保健所設置区市に対し、感染症法に定める入院勧告又は入院措置に関し必要な指示を行う<sup>44</sup>。

#### 3-1-3 職員の派遣・応援、総合調整の要請

- ① 市は、新型インフルエンザ等のまん延により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、都に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行<sup>45</sup>を要請する。
- ② 市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の区市町村又は都に対して応援を求める<sup>46</sup>。
- ③ 市は、市の区域を超える、又は発生地域全体に関わる新型インフルエンザ等対策を実施する必要があると認めるときは、都に対し総合調整を行うよう要請する。

<sup>38</sup> 感染症法第44条の5第1項、第44条の8又は第51条の4第1項

<sup>39</sup> 感染症法第51条の5第1項又は第63条の2第2項

<sup>40</sup> 感染症法第51条の5第2項

<sup>41</sup> 感染症法第51条の5第3項

<sup>42</sup> 特措法第24条第1項

<sup>43</sup> 感染症法第63条の3第1項

<sup>44</sup> 感染症法第63条の4

<sup>45</sup> 特措法第26条の2第1項

<sup>46</sup> 特措法第26条の3第2項及び第26条の4

### 3-1-4 必要な財政上の措置

市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。

## 3-2 緊急事態措置<sup>47</sup>の検討等

### 3-2-1 まん延防止等重点措置<sup>48</sup>の公示

#### 3-2-1-1 まん延防止等重点措置の公示までの手続等

国は、国内で発生した新型インフルエンザ等の状況又は都道府県からの要請等も踏まえ、推進会議の意見を聴き、基本的対処方針を変更するとともに、まん延防止等重点措置の公示等<sup>49</sup>を行う。まん延防止等重点措置の公示は、新型インフルエンザ等が国内で発生し、都道府県の特定の区域において感染が拡大し、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあり、当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が発生した旨を示すものである。

国等による、まん延防止等重点措置の実施の手続は、以下のとおりである。

#### 3-2-1-1-1 関係情報の報告

国及び国立健康危機管理研究機構（J I H S）<sup>50</sup>は、準備期及び初動期から実施している国内外からの情報を収集し、分析する体制について、その時々の必要性に応じて、その情報収集・分析の方法や体制を柔軟に変化させ、専門家等の意見も聴きつつ、リスク評価を行い、まん延防止等重点措置の実施の判断に必要な関係情報を政府対策本部長に報告する。

#### 3-2-1-1-2 推進会議への意見聴取

国は、まん延防止等重点措置の実施に関する重要な事項を定めるため、基本的対処方針の変更について、推進会議の意見を聞く<sup>51</sup>。

#### 3-2-1-1-3 まん延防止等重点措置の決定

国は、まん延防止等重点措置を実施することを決定する。あわせて、基本的対処方針の変更に関する推進会議の意見を踏まえ、変更案を決定する。

#### 3-2-1-1-4 公示等

国は、まん延防止等重点措置の公示を行うとともに、基本的対処方針を変更する。

<sup>47</sup> 特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置をいう。

<sup>48</sup> 特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置をいう。

<sup>49</sup> 特措法第31条の6第1項

<sup>50</sup> 国立健康危機管理研究機構法に基づき、統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、令和7（2025）年4月に設立された機構

<sup>51</sup> 特措法第18条第4項及び第5項（第70条2の2の新型インフルエンザ等対策推進会議（以下「推進会議」という。））

## 第2部 各対策項目の考え方及び取組

### 第1章 実施体制

#### 第3節 対応期

##### 3-2-1-2 期間及び区域の指定

国は、まん延防止等重点措置を実施すべき期間及び区域を公示する<sup>52</sup>。また、公示する区域については、発生区域の存在する都道府県を指定する。ただし、人の流れ等を踏まえ柔軟な区域設定が可能であることにも留意する。

##### 3-2-1-3 都道府県による要請又は命令

都道府県は、まん延防止等重点措置として、営業時間の変更その他の必要な措置を講ずる要請又は命令を行うに当たっては、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く<sup>53</sup>。

##### 3-2-1-4 まん延防止等重点措置を実施する必要のある事態の終了

国は、まん延防止等重点措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、推進会議の意見を聴いて、速やかにまん延防止等重点措置を集中的に実施する必要のある事態が終了した旨を公示する<sup>54</sup>。

##### 3-2-2 市対策本部の設置・開催等

- ① 市は、緊急事態宣言がなされた場合、直ちに市対策本部を設置する<sup>55</sup>。市は、市の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う<sup>56</sup>。
- ② 市は、市対策本部を設置後、速やかに市対策本部会議を開催し、市対策本部の名称、設置予定期間、構成員等を市議会に報告するとともに、公表する。  
なお、対策本部については、第3部第1章（市における危機管理体制）の記載内容を参照する。
- ③ 市は、緊急事態宣言及び市対策本部設置等について、市ホームページへの掲載、SNSでの発信等を通じて、市民や事業者等に対し迅速かつ積極的に情報提供を行う。
- ④ 市は、事態の推移に応じて必要となる要員を柔軟、かつ的確に確保し、全庁を挙げた体制を構築する。
- ⑤ 市は、業務継続計画に基づき既存業務を精査し、応援要員を確保するとともに、職員が感染により不足しても継続業務を執行できる体制を構築する。

<sup>52</sup> 特措法第31条の6第1項

<sup>53</sup> 特措法第31条の8第4項

<sup>54</sup> 特措法第31条の6第4項

<sup>55</sup> 特措法第34条第1項

<sup>56</sup> 特措法第36条第1項

### 3-3 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

#### 3-3-1 政府対策本部の廃止

国は、新型インフルエンザ等に罹患した場合の病状の程度が、季節性インフルエンザに罹患した場合の病状の程度に比しておおむね同程度以下であることが明らかとなったとき、又は感染症法に基づき、国民の大部分が免疫を獲得したこと等により新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症と認められなくなった旨の公表がされたとき、若しくは感染症法に基づき、新感染症に対し、感染症法に定める措置を適用するために定める政令が廃止されたときに、必要に応じて推進会議の意見を聴いて、政府対策本部を廃止し、その旨を国会に報告するとともに、公示する。

#### 3-3-2 都対策本部の廃止

都は、政府対策本部が廃止されたときは、遅滞なく都対策本部を廃止する<sup>57</sup>。

#### 3-3-3 市対策本部の廃止

市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する<sup>58</sup>。

---

<sup>57</sup> 特措法第 25 条

<sup>58</sup> 特措法第 37 条の規定により読み替えて準用する特措法第 25 条の規定

## 第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション<sup>59</sup>

### 第1節 準備期

#### <目的>

感染危機において、対策を効果的に行うためには、市民・都・区市町村、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、市は都と協力して、平時から、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシー<sup>60</sup>を高めるとともに、市や都による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた市民等への情報提供・共有の項目や手段、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等について整理し、あらかじめ定める。

#### 1-1 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

##### 1-1-1 市における情報提供・共有

① 市は、都と連携して、平時から、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等について、市民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、可能な限り多言語（やさしい日本語（にほんご）を含む。）や障害者に配慮した方法で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う<sup>61</sup>。

これらの取組等を通じ、都及び市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。

保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、市は、都と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場を始め、子どもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。

<sup>59</sup> 特措法第8条第2項第2号イ

<sup>60</sup> 健康に関する医学的・科学的な知識・情報を入手・理解・活用する能力（ヘルスリテラシー）の一環

<sup>61</sup> 特措法第13条第1項

## 第2部 各対策項目の考え方及び取組

### 第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

#### 第1節 準備期

- ② 都から、「都立学校における学校健康危機管理マニュアル」に基づき、学校におけるマスク着用、咳エチケット、手洗い等の徹底など感染予防策について周知があった場合には、市教育委員会は、市立小・中学校等にこれを周知する。
- ③ 新型インフルエンザ等についての正確な知識と適切な予防策について周知を図ることが重要であり、市民一人ひとりが感染予防策を理解することで、初めて感染拡大防止が可能となる。そのため市は、リーフレット、ホームページ、SNS等により、新型インフルエンザ等の感染予防策を周知し、発生した場合は、都や市からの情報に従って医療機関の受診をするなど、感染拡大防止策の普及啓発を図る。

#### 【情報提供・共有の形態及び方法】

形態	方法
A 直接的な提供・共有	記者会見・ブリーフィング
	ホームページ
	リーフレット、パンフレット、ポスター
	SNS（文字ベースのもの）
	SNS（動画ベースのもの）
B メディア等を通じた広告、提供・共有	新聞等広告
	インターネット広告
	電子看板、街頭ビジョン
	テレビCM
	ラジオCM
	回覧板、掲示板、タウン誌その他の地域独自の媒体 （＊）
C 間接的な提供・共有	民生委員等を通じた情報提供・共有（＊）
	公共交通機関の車内放送・駅・空港等でのアナウンス
	防災行政無線（＊）

(注) (＊) 印については、国が情報提供・共有した内容を参考に、地方公共団体において活用することが想定されるもの

出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するガイドライン）

### 【リスク情報の伝え方】

リスク情報は、科学的知見に基づくものであるが、理解しやすい形で分かりやすく伝えるためには、以下のような点に留意することが重要である。

- a 実際のリスク認知は、客観的な要素と主観的な要素を基に、立場等に応じて、総合的に判断される。このため、リスク情報を伝える際には、本人や社会にとって意味があると感じられる、自分が取り得る対策を、併せて伝えることが重要である。その際、推奨される行動等は、実行しやすいよう、可能な限り、具体的で肯定的な伝え方をすることが望ましい。
- b 現時点で分かっていることと不確実なこととの線引きをワンボイスで明確化しつつ、さらに、現在のみならず将来を含めた一貫性を確保するため、情報は現時点におけるものであり、更新され得る旨をあらかじめ付記しておくことや、残っている古い情報に依拠してしまうことによる混乱をできるだけ防ぐため、各種情報には更新時期を明記しておくことも重要である。
- c リスクの有無は程度の問題であることを理解しやすくするため、換算可能な数値や身近にある例を挙げて、イメージしやすいものにする工夫も考えられる。また、統計を示して説明する場合、直感的に分かりやすく、誤解の可能性も低くするため、割合だけでなく分母や実数といった生の数値も示しつつ、視覚化することが望ましい。

出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するガイドライン）

#### 1-1-2 偏見・差別等に関する啓発

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、帰国者、外国人その他の新型インフルエンザ等に関連する者に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなることなど、正確な知識等が情報の受取手に適切に伝わるよう留意しながら、啓発する<sup>62</sup>。

<sup>62</sup> 特措法第13条第2項

### 1-1-3 偽・誤情報に関する啓発

- ① 市は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらにSNS等によって増幅されるインフォデミック<sup>63</sup>の問題が生じ得ることから、市民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるように、情報の受取手に適切に伝わるよう留意しながら、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発に努める。
- ② 感染症に関して、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、市民等が正確な情報を円滑に入手できるよう、適切な対処に努める。

### 1-1-4 都と市の間における感染状況等の情報提供・共有

市は、迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備等として、以下の取組を行う。

- ① 市は、都と連携して、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて市民等へ情報提供・共有する内容について整理する。また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。
- ② 市として一体的・整合的ないわゆるワンボイスでの情報提供・共有を行うことができるよう、必要な体制を整備する。

---

<sup>63</sup> 信頼性の高い情報とそうではない情報が入り混じって不安や恐怖と共に急激に拡散され、社会に混乱をもたらす状況

## 第2部 各対策項目の考え方及び取組

### 第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

#### 第1節 準備期

##### 1-1-5 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

- ① 市は、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等を整理し、必要な体制を整備する。

#### 【広聴の形態及び方法】

形態	方法
A ツール等を通した意見や関心の聴取	ホームページへの意見
	ホームページのアクセス分析
	ソーシャルリスニング (SNS等での発信状況の収集・分析)
	コールセンターへの質問・意見 (*)
	世論調査(ネット、郵便等による選択肢への回答方式)
	世論調査(対面形式でオープンクエスチョン)
	パブリックコメント
B イベントを通した意見や関心の聴取	公聴会
	シンポジウム
	車座対話
	ワークショップ
C 間接的な意見や関心の聴取	地方公共団体をはじめとする各種団体からの要望や情報提供・共有等

(注) (\*) コールセンターでの応答の基となるQ&Aは、ホームページで公表するなど、利用者の利便性に資するよう運用する。

出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するガイドライン）

- ② 市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する準備を進める。

## 第2節 初動期

### <目的>

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、市民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で最新の科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、人権及び個人情報に留意しつつ迅速に分かりやすく提供・共有する。その際、可能な限り双方方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されるものではなく、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有し、理解を求めるとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、国や都等が示す科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

### 2-1 情報提供・共有

#### 2-1-1 市における情報提供・共有

- ① 市は、都と連携して、感染症の発生状況及び感染対策等について、ホームページへの掲載、SNSでの発信等により迅速かつ積極的に情報提供・共有を行う。その際、市は、市が伝えたい情報等を市民等と正しく共有できるよう、人権及び個人情報に留意しつつ分かりやすいメッセージを発信する。
- ② その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。
- ③ 発生段階や政府の緊急事態宣言に応じて市長コメントを発表するなどし、感染症対策の徹底などを呼び掛ける。
- ④ 市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。
- ⑤ 市は、患者や医療従事者及びそれらの家族等関係者への偏見をなくすため、市民等に対しては偏見や誤解を生まない適切な情報発信を促す。
- ⑥ 市は、都が感染症の発生状況や留意すべき点をまとめた特設サイトを開設した際は、その周知に協力するとともに、特設サイトを活用しつつ、市民等への情報提供・共有を行う。
- ⑦ 市は、市や都の対応や発表した内容等について、市民等が分かりやすく入手できるようにするため、市ホームページに集約して掲載する。

#### 2-1-2 都と市の間における感染状況等の情報提供・共有

- ① 市は、都からの情報提供・共有の依頼を受けた場合は、その内容を市民等へ情報提供・共有する。
- ② 市は、都と連携して、学校や社会福祉施設等へ情報提供・共有する。
- ③ 市は、国から示される新型インフルエンザ等の発生状況等に関する公表基準等に基づき、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。

#### 2-2 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 市は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、SNSの動向やコールセンター等に寄せられた意見等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。
- ② 市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。

#### 2-3 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

- ① 市は、感染症は誰でも感染する可能性があるものであり、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、帰国者、外国人その他の新型インフルエンザ等に関連する者に対する偏見・差別等は、許されるものではないことや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について、市民に理解を求める。また、その状況等を踏まえつつ、情報の受取手に適切に伝わるように留意しながら情報提供・共有する。あわせて、都と連携して、偏見・差別等に関する各種相談窓口に関する情報を整理し、市民等に周知する。
- ② 市は、感染症に関して科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、国や都等が示す科学的知見等に基づく情報を市民等に提供・共有する。

## 第3節 対応期

<目的>

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、市は都と連携しながら、市民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する市民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるように促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、人権及び個人情報に留意しつつ迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されるものではなく、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、国や都等が示す科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

### 3-1 情報提供・共有

#### 3-1-1 市における情報提供・共有

① 市は、市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、その時点で把握している科学的知見等に基づき、国内外の新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等について、人権及び個人情報に留意しつつ迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

また、患者や医療従事者及びそれらの家族等関係者への偏見をなくすため、市民等に対して偏見や誤解を生まない適切な情報発信を促す。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

② 発生段階や政府の緊急事態宣言に応じて市長コメントを発表するなどし、予防策の徹底などを呼び掛ける。

③ 市は、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

### 3-1-2 都と市の間における感染状況等の情報提供・共有

- ① 市は、都が関係部局等の情報を集約の上、総覧できる特設サイトを開設した場合には、その周知に協力するとともに、特設サイトを活用しつつ、市民等への情報提供・共有を行う。
- ② 市は、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、都と連携して、情報提供・共有を行う。

## 3-2 基本的方針

### 3-2-1 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、市は、一方向の情報提供だけでなく、SNSの動向やコールセンター等に寄せられた意見等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。
- ② 市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を継続する。

### 3-2-2 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

- ① 市は、感染症は誰でも感染する可能性があるので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、帰国者、外国人その他の新型インフルエンザ等に関連する者に対する偏見・差別等は、許されるものではないことや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、情報の受取手に適切に伝わるよう留意しながら、市民等に情報提供・共有する。
- ② 市は、感染症に関して科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、国や都等が示す科学的知見等に基づく情報を市民等に提供・共有する。

## 第3章 まん延防止<sup>64</sup>

### 第1節 準備期

#### <目的>

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護する。このため、都は対策の実施等に当たり参考とする必要のある指標やデータ等の整理を平時から行う。

また、東京は我が国の首都として政治、経済、文化等の中核機能が集中している世界でも有数の大都市であり、新型インフルエンザ等が発生し、都民が免疫を獲得していない段階では、都内において感染が急速に拡大し、都民生活及び都民経済に重大な影響を及ぼすおそれがある。

そのため、有事においては急速な感染拡大による社会的影響を緩和するためのまん延防止対策を実施することが必要であり、その実施について市民や事業者等から協力を得るため、対策の必要性についての理解促進に取り組む。

#### 1-1 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

- ① 市は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センター等に連絡し、指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

- ② 公共交通機関については、都が周知する運行に当たっての留意事項等を踏まえつつ、適切な運送を図る観点から、当該感染症の症状のある者の乗車自粛やマスク着用等の咳エチケットの徹底、時差出勤や自転車等の活用の呼び掛け等を行うことが想定される。

<sup>64</sup> 特措法第 8 条第2項第2号ロ

## 第2節 初動期

### <目的>

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、市内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

### 2-1 市内でのまん延防止対策の準備

- ① 都及び保健所設置区市は、国と相互に連携し、都内における新型インフルエンザ等の患者の発生に備え、感染症法に基づく患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の確認を進める。また、検疫所から新型インフルエンザ等に感染した疑いのある帰国者等に関する情報の通知を受けた場合は、国と相互に連携し、適切に対応する。
- ② 市は、国からの要請を受けて、都の対応を踏まえ、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

## 第3節 対応期

### <目的>

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を保護する。その際、市民生活及び市民経済への影響も十分考慮する。

また、緊急事態措置をはじめとする対策の効果及び影響を総合的に勘案し、柔軟、かつ機動的に対策を切り替えていくことで、市民生活及び市民経済への影響の軽減を図る。

### 3-1 市民等に対する要請

- ・ 基本的な感染対策に係る要請等

市は、都の取組状況等を踏まえ、市民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を要請する。

### 3-2 事業者や学校等に対する要請

- ・ 営業時間の変更や休業要請等

都が緊急事態措置として、学校等の多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下「施設管理者等」という。）に対する施設の使用制限（人数制限や無観客開催）や停止（休業）等を要請した場合は、これに協力する。

### 3-3 学校等における対応

#### 3-3-1 市立学校

- ① 新型インフルエンザ等の発生時には、都の「都立学校における学校健康危機管理マニュアル」を踏まえつつ、市教育委員会が定める方針やマニュアルに基づき、学校医や管轄保健所と連携の下、次のとおり感染拡大防止策を講ずる。
  - ② 新型インフルエンザ等の疑い又はり患していると診断された児童・生徒への対応については、管轄保健所の指示による病院への搬送、接触者の健康管理、消毒等に協力するとともに、児童・生徒のマスク着用等の咳エチケット、手洗い等、感染拡大防止に努める。
  - ③ 患者等の集団発生がみられた場合は、管轄保健所に報告を行うとともに、発症者の状況確認、児童・生徒の健康観察、臨時休業<sup>65</sup>（学級閉鎖、学年閉鎖又は休校）などの措置を講ずる。

<sup>65</sup> 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する臨時休業をいう。

- ④ 同じ地域や地域内の学校での流行が確認された場合は、学校内での発生の有無にかかわらず、必要に応じ、学校行事の自粛及び臨時休業を行うなどの感染拡大防止策を講ずる。さらに、感染が拡大し、都内で流行した場合、感染症の発生状況や医療提供体制等を勘案し、必要に応じ、全ての市立学校の閉鎖について検討する。

### 3-3-2 社会福祉施設等

各施設設置者に対し、新型インフルエンザ等についての情報提供を行い、利用者の感染拡大防止に努めるよう注意喚起を図る。

### 3-3-3 学級閉鎖・休校等の要請

都が、感染状況、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえ、臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖又は休校）等を地域の感染状況等に鑑み適切に行うよう学校の設置者等に要請<sup>66</sup>した場合は、これに協力する。

---

<sup>66</sup> 特措法第45条第2項

## 第4章 ワクチン<sup>67</sup>

### 第1節 準備期

<目的>

新型インフルエンザ等の発生時に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等に対応したワクチンを迅速に供給し、円滑な接種が実施できるよう、平時から着実に準備を進める。

また、ワクチンの接種体制について、新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現するために、国や都のほか、医療機関や事業者等とともに、必要な準備を行う。

#### 1-1 ワクチン接種に必要な資材

市は、以下の表1を参考に、平時から予防接種に必要となる資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

表1 予防接種に必要となる可能性がある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膚盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
<b>【文房具類】</b>	
	<input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
<b>【会場設営物品】</b>	
	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

<sup>67</sup> 特措法第8条第2項第2号ロ

## 1-2 ワクチンの供給体制

### 1-2-1 ワクチンの流通に係る体制の整備

都は国の要請を受けて、区市町村、都医師会、卸売販売業者団体等の関係者と協議の上、ワクチンの円滑な流通を可能とするため、以下のアからウまでの体制を構築する。

- ア 都内の卸売販売業者や医療機関等の在庫状況等を迅速に把握することが可能な体制
- イ ワクチンの供給の偏在があった場合の供給調整に係る卸売販売業者との連絡調整の方法
- ウ 区市町村との連絡調整の方法及び役割分担

### 1-2-2 ワクチンの配送業者の把握、医療機関等との連携

市は、国からの一括したワクチン供給に備え、管内のワクチン配送業者の把握をするほか、西東京市医師会（以下「市医師会」という。）等と連携し、ワクチン供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。

## 1-3 接種体制の構築

### 1-3-1 接種体制

市は、市医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。

### 1-3-2 特定接種

- ① 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員については、市が実施主体となり、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、市は、国からの要請を受けた際に、特定接種の対象となり得る者に対し、速やかに特定接種が実施できるよう、準備期から接種体制の構築を図る。
- ② 市は、特定接種の対象となり得る市職員について把握し、国に人数を報告する。

### 1-3-3 住民接種

平時から、以下のアからウまでのとおり、迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

ア 市は、国や都等の協力を得ながら、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る<sup>68</sup>。

ア 市は、国及び都の協力を得ながら、希望する市民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、接種体制について検討を行う。

なお、検討に当たっては、以下に列挙する、接種体制の構築に必要な事項や、市医師会等との連携体制を明確にしておく。また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた訓練を平時から行う。

- i 接種対象者数
  - ii 市の人員体制の確保
  - iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
  - iv 接種場所の確保（医療機関、保健所、保健センター、学校等）及び運営方法の策定
  - v 接種に必要な資材等の確保
  - vi 国、都及び市の間や、市医師会等の関係団体への連絡体制の構築
  - vii 接種に関する住民への周知方法の策定
- b 市は、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計する等、住民接種のシミュレーションを平時から行う。また、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、介護保険部署、障害福祉部署と保健衛生部署等が連携し、これらの者への接種体制を検討する。

<sup>68</sup> 予防接種法第 6 条第3項

## 第2部 各対策項目の考え方及び取組

### 第4章 ワクチン

#### 第1節 準備期

表2 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計（1-6歳未満）	D	
乳児	人口統計（1歳未満）	E1	
乳児 保護者※	人口統計（1歳未満）×2	E2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生・ 中学生・ 高校生相当	人口統計（6歳-18歳未満）	F	
高齢者	人口統計（65歳以上）	G	
成人	対象地域の人口統計から 上記の人数を除いた人数	H	$A-(B+C+D+E1+E2+F+G)=H$

※乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

c 市は、医療従事者の確保について、接種方法（集団接種又は個別接種）や会場の数、開設時間の設定等に応じ、必要な医療従事者数を算定する。特に、接種対象者を1か所に集めて実施する集団接種においては、多くの医療従事者が必要となることも踏まえつつ、市は、市医師会等との協力の下、接種体制の構築を図る。

d 市は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付、待合、問診、接種、経過観察、応急処置、ワクチンの保管及び調剤（調製）のそれぞれに必要な場所や人員について検討する。その際は、接種会場の入口から出口までの導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置する。また、調製後のワクチンの保管では、室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮すること。

なお、前段の内容や医師及び看護師の配置については、市医師会等もしくはイベントの企画・運営関係事業者と委託契約を締結し、市医師会等もしくは当該事業者が運営を行うことも検討する。

イ 市は、円滑な接種の実施のため、国が整備するシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住地以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。

ウ 市は、速やかに接種できるよう、市医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

#### 1-4 情報提供・共有

##### 1-4-1 住民への対応

市は、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、接種が義務や強制ではないことに十分留意した上で、国や都が情報提供・共有する新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性・副反応のリスク、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方、健康被害が生じた場合の救済制度等の基本的な情報についてホームページやSMS等を通じて情報提供・共有を行い、市民等の理解促進を図る。

##### 1-4-2 市における対応

市は、都の支援を活用しつつ、定期の予防接種の実施主体として、市医師会等の関係団体と連携し、適正、かつ効率的な予防接種の実施や健康被害の救済、市民等への情報提供等を行う。

##### 1-4-3 保健衛生部署以外の分野との連携

市は、医療関係者及び保健衛生担当部署（健康福祉部健康課）のみならず、労働担当部署（生活文化スポーツ部産業振興課）、介護保険担当部署（健康福祉部高齢者支援課）、障害福祉担当部署（健康福祉部障害福祉課）等が連携、協力し、予防接種施策の推進に努める。

また、児童・生徒に対する予防接種については、市教育委員会等も連携し、例えば、必要に応じて就学時の健康診断<sup>69</sup>及び児童・生徒等の健康診断<sup>70</sup>の機会を利用し、予防接種に関する情報の周知を図るなど、予防接種施策の推進に努める。

<sup>69</sup> 学校保健安全法第11条

<sup>70</sup> 学校保健安全法第13条第1項

### 1-5 DXの推進

- ① 市は、市が活用する予防接種関係のシステム（健康管理システム等）が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。
- ② 市は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する必要があることに留意する。
- ③ 市は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を市民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組む。

## 第2節 初動期

### <目的>

市は、都と連携して、準備期に計画した接種体制等を活用し、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を速やかに収集するとともに、必要量のワクチンを確保することで、速やかな予防接種へとつなげる。

### 2-1 接種体制

#### 2-1-1 接種体制の構築

市は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

#### 2-1-2 ワクチンの接種に必要な資材

市は、本章第1節1-1「準備期－ワクチンの接種に必要な資材」において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。

#### 2-1-3 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市は、市医師会等の協力を得て、その確保を図る。また、市は、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて市医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。

#### 2-1-4 住民接種

- ① 市は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。
- ② 接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制を確保する。
- ③ 住民接種の実施に必要な業務を洗い出し、各業務の必要人員・担当部門の割り当て及び人員リストの作成、業務内容に係る事前説明の実施、業務シフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。  
その際は、住民接種の円滑な推進を図るために、調整を要する施設等及びその被接種者数の把握、接種に必要な医療従事者の確保等について、都の保護施設担当部局及び福祉事務所、市介護保険部署、障害福祉部署と保健衛生部署が連携し行う。また、集団接種会場の管理・運営や集団接種業務を積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。
- ④ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市は市医師会等の協力を得て、その確保を図る。

⑤ 市は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、市医師会、近隣区市町村、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、併せて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、都による大規模接種会場の開設状況等を考慮しながら、必要に応じ、保健所・保健センター、学校など公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。

⑥ 市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市又は都の介護保険部局等、市医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。

⑦ 市は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。

なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配達や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。

⑧ 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出が必要であるため、適切な手続きを速やかに行う。また、接種方法や会場の数、開設時間枠等を考慮した上で、必要な医療従事者数を算定する。

(具体的な医療従事者等の数の例：予診を担当する医師1名、接種を担当する医師又は看護師1名、薬液充填及び接種補助を担当する看護師又は薬剤師等1名を1チームとし、その他に接種後の状態観察を担当する看護師等を1名、検温、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発行などを担当する事務職員等数名)

⑨ 接種会場において、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際などのための救急処置用品（血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等）について、市医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、適切に管理する。

また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、都、都医師会や消防機関の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定し、地域の医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保する。

アルコール綿、医療廃棄物容器等については、市医師会や関係機関、医療資材会社等の協力を得ながら、原則として全て市が準備する。

具体的な必要物品については、下表を参考に会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数等を検討する。

表3 接種会場において必要と想定される物品

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膚盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
<b>【文房具類】</b>	
	<input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
<b>【会場設営物品】</b>	
	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

- (10) 感染性産業廃棄物については、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等についてよく相談するとともに、保管場所の周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げる<sup>71</sup>等の必要な措置を講じるなど、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の基準を遵守する。
- (11) 集団接種会場については、感染予防の観点から、接種者が一定の間隔を取ることができるよう、可能な限りの広さを確保するとともに、レイアウトに関しては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくるような経路の設定、予診票の記入や予診により流れが滞ることがないような配置等について配慮する。また、要配慮者等が不便なく接種できるように準備を行う。

<sup>71</sup> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 昭和46年9月23日 厚生省令第35号  
(一般廃棄物の積替えのための保管の場所に係る掲示板)  
第1条の5 令第3条第1号リ(1)(口)の規定による掲示板は、縦及び横それぞれ60センチメートル以上であり、かつ、次に掲げる事項を表示したものでなければならない。  
(1) 保管する一般廃棄物の種類(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。)  
(2) 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先  
(3) 屋外において一般廃棄物を容器を用いて保管する場合にあっては、次条に規定する高さのうち最高のもの

## 第3節 対応期

### <目的>

市は、都と連携して、あらかじめ準備期に計画したワクチンの供給体制及び接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施する。また、実際のワクチンの供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の調整を行い、対象者への接種が速やかに進むよう取り組む。さらに、ワクチンを接種したことによる副反応等についても適切な情報収集・提供を行うとともに、健康被害が発生した場合に備え、救済制度の周知に努める。

### 3-1 ワクチンや接種に必要な資材の供給

- ① 市は、国からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握について、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（予防接種（ワクチン）に関するガイドライン）第3章を踏まえて行うものとし、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。
- ② 市は、国からの要請を受けて、ワクチンについて、市に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てる。
- ③ 市は、国からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、都を中心に関係者に対する聴取や調査等を行って管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等もあわせて行う。

### 3-2 接種体制

- ① 市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。
- ② 市は、新型インフルエンザ等の病原体の流行株が変異した場合において、追加接種が必要となることも想定し、そうした場合においても混乱なく円滑に接種が進められるように医療機関と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。

#### 3-2-1 特定接種

##### 3-2-1-1 市職員に対する特定接種の実施

国が特定接種を実施することを決定した<sup>72</sup>場合において、市は、国と連携し、国が定めた具体的な運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

<sup>72</sup> 特措法第28条

### 3-2-2 住民接種

#### 3-2-2-1 予防接種体制の構築

- ① 市は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める<sup>73</sup>。
- ② 市は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。
- ③ 市は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。
- ④ 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、市は、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。
- ⑤ 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合には、訪問等の方法による接種を検討する。
- ⑥ 市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の介護保険部署等、市医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

#### 3-2-2-2 接種に関する情報提供・共有

- ① 市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。接種対象者への接種勧奨については、マイナポータルアプリを介して通知を送付するほか、必要に応じて紙の接種券を発行・送付するなど、様々な媒体を活用し、きめ細やかな対応を図る。
- ② 接種会場や接種日程等については、マイナポータルアプリ、市のホームページやSNSを活用して、電子的に通知を行うほか、あらゆる状況の接種対象者に漏れなく周知が図れるよう、広報誌等への掲載、紙媒体での周知を図る。

<sup>73</sup> 予防接種法第 6 条

### 3-2-2-3 接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて公共施設等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の介護保険部署等や市医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

### 3-2-2-4 接種記録の管理

市は国、都及び他の区市町村と連携して、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

## 3-3 健康被害救済

- ① 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、市は、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき国及び都に進達する。また、厚生労働大臣に給付が認定された場合には、被接種者に適切に給付を行う。
- ② 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた区市町村とする<sup>74</sup>。
- ③ 市は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

## 3-4 情報提供・共有

- ① 市は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について市民への周知・共有を行う。
- ② 市は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行うことも検討する。
- ③ パンデミック時においては、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、市は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。

<sup>74</sup> 予防接種法第15条第1項

#### 3-4-1 特定接種に係る対応

市は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。

#### 3-4-2 住民接種に係る対応

- ① 市は、実施主体として、住民からの基本的な相談に応じる。
- ② 特措法第27条の2第1項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。
  - a 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
  - b ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
  - c ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
  - d 平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。
- ③ これらを踏まえ、広報に当たっては、市は、次のような点に留意する。
  - a 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝える。
  - b ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝える。
  - c 接種の時期、方法<sup>75</sup>など、国民一人一人がどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝える。

---

<sup>75</sup> 特措法第27条の2第1項の規定に基づく住民接種については、政府対策本部が対象者及び期間を定める。

## 第5章 保健

### 第1節 準備期

#### <目的>

感染症有事には、保健所は地域における情報収集・分析を実施し、それぞれの地域の実情に応じた感染症対策の実施を担う点で、感染症危機の中核となる存在である。保健所は、関係機関等による感染症対策の支援、医療機関や都医師会等関係団体との連絡調整等、感染症の発生予防等のための事前対応型の取組を推進する。また、東京都健康安全研究センター等は地域の情報収集・分析等における科学的かつ技術的な役割を担う点で、感染症危機の中核となる存在である。

都は、感染症の発生情報や地域における医療の提供状況等の情報等を収集する体制を平時から構築する。また、感染症危機発生時に備えた研修や訓練の実施、感染症危機に対する迅速かつ適切な危機管理を行うことができる人材の中長期的な育成、外部人材の活用も含めた必要な人材の確保、業務量の想定、感染症危機管理に必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄等を行うことにより、有事に保健所や東京都健康安全研究センター等がその機能を果たすことができるようとする。

また、収集・分析した感染症に係る情報を関係者や住民と積極的に共有し、感染症の発生状況と対策に関する共通理解を形成することにより、有事の際の迅速な情報提供・共有と連携の基盤づくりを行う。

都及び市は、第1章及び第2章も踏まえ、職員への研修・訓練を通した対応能力向上を図るとともに、都民及び市民等への情報提供・共有を行う。

#### 1-1 研修・訓練等を通した人材育成及び連携体制の構築

- ① 都は、平時から都内各保健所及び市職員を対象として、積極的疫学調査その他の感染症対策業務に関する知識の習得や対応能力の向上を図るために、東京都健康安全研究センターで実施する実地疫学調査研修の内容を充実させ、都内全体における感染症発生時の対応能力向上を図る。
- ② 保健所は、地域における健康危機管理の拠点であるため、感染症対策の中核的機関として、地元の関係機関等に対する感染症についての情報提供や相談対応等に取り組む。また、企業や事業者の健康管理部門との連携を図り、感染症対策を推進する。

## 1-2 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ① 都及び市は、感染症は誰でも感染する可能性があるので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、帰国者、外国人その他の新型インフルエンザ等に関連する者に対する偏見・差別等は許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について啓発する<sup>76</sup>。
- ② 都は、市と連携し、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者に対しても、有事に適時適切に情報共有ができるよう、平時における感染症情報の共有においても適切に配慮する。

---

<sup>76</sup> 特措法第13条第2項

## 第2節 初動期

### <目的>

初動期は市民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に準備を進めることが重要である。

都は予防計画等に基づき、感染症法で定める新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後に迅速に対応できるようする。

また、都及び市は、都民及び市民に対しても、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の国内での発生を想定したリスクコミュニケーションを開始することにより、地域の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減する。

### 2-1 有事体制への移行準備

- ① 都は、国からの要請や助言も踏まえて、予防計画に基づく保健所の感染症有事体制及び東京都健康安全研究センター等の有事の検査体制への移行の準備状況を適時適切に把握し、速やかに検査体制を立ち上げる。
- ② 都は、感染症指定医療機関における感染症患者の受入体制を確保するとともに、保健所、医療機関、消防機関等と連携し、入院調整に係る体制構築を進め、準備期において東京都感染症対策連携協議会等で整理した相談・受診から自宅療養や入退院までの体制を迅速に整備する。あわせて、医療機関に対し、医療機関等情報支援システム（G－MIS）等に確保病床数・稼働状況、病床使用率、重症者用病床使用率、外来ひっ迫状況等を確実に入力するよう要請を行う。

### 2-2 住民への情報提供・共有の開始

都及び市は、国が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の住民への周知、Q & Aの公表、住民向けのコールセンターの設置等を通じて、住民に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向的にコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。

## 第3節 対応期

### <目的>

新型インフルエンザ等の発生時は、都及び市が、健康危機対処計画や地方公共団体、医療機関等の関係機関及び専門職能団体との役割分担・連携体制に基づき、地域の関係機関と連携して感染症危機に対応することで、都民及び市民の生命及び健康を保護する。その際、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようとする。

### 3-1 都との情報共有及び都による相談対応

- ① 市は、新型インフルエンザ等の発生状況等に対する市民の理解の増進を図るために必要な情報を都と共有する<sup>77</sup>。
- ② 相談対応について、都は、有症状者等からの相談に対応する相談センターの体制を強化し、感染したおそれのある者について、当該者の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク等を踏まえて、必要に応じて速やかに発熱外来の受診につなげる。

### 3-2 健康観察及び生活支援

- ① 市は、都が実施する健康観察に協力する。
- ② 市は、都から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、都が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。

### 3-3 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ① 市は、都の対応を踏まえ、感染が拡大する時期にあっては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等の新型インフルエンザ等の対策等について、市民の理解を深めるため、市民に対し、分かりやすく情報提供・共有を行う。
- ② 都は、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、市との連携の上、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。

<sup>77</sup> 感染症法第16条第2項及び第3項

## 第6章 物資<sup>78</sup>

### 第1節 準備期

#### <目的>

感染症対策物資等は、新型インフルエンザ等の発生時に、医療提供体制、検査検体の採取、患者搬送等の業務を安全に実施するために欠かせないものである。そのため、都及び市は、備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

#### 1-1 感染症対策物資等の備蓄<sup>79</sup>

- ① 市は、本行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する<sup>80</sup>。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条第1項の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる<sup>81</sup>。

- ② 都は、個人防護具について、国が定める備蓄品目や備蓄水準を踏まえて備蓄する。
- ③ 都及び市は、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めるよう消防機関（消防本部、消防署及び消防団）に要請するとともに、必要な支援を行う。

#### 1-2 医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等

- ① 都は、予防計画に基づき地域の協定締結医療機関における個人防護具の備蓄等を推進するほか、同計画の数値目標等を踏まえつつ、有事の感染症診療及び通常医療との両立の観点からも、協定締結医療機関における必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を定期的に確認する。

なお、都は、感染症まん延時に医療現場で個人防護具が不足した場合に備え、必要な物資の備蓄体制の確保に向けた取組を進める。

- ② 協定締結医療機関は、国が定める備蓄品目や備蓄水準を踏まえ、予防計画に基づき個人防護具を計画的に備蓄する。都は、協定締結医療機関の個人防護具の保管施設整備の支援を行う。
- ③ 都は、協定締結医療機関に対して、各施設における実情を踏まえ、国が定める品目・水準にかかわらず必要な感染症対策物資等の備蓄・配置にも努めるよう要請する。

<sup>78</sup> 特措法第8条第2項第2号ハ

<sup>79</sup> ワクチン接種資器材等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照

<sup>80</sup> 特措法第10条。備蓄等に当たっては使用推奨期限等に留意すること。

<sup>81</sup> 特措法第11条

- ④ 都は、協定を締結していない医療機関等に対しても、施設内感染等の発生などの状況に備え必要な感染症対策物資等の備蓄・配置に努めるよう要請する。
- ⑤ 都は、システム等を利用して、定期的に協定締結医療機関における感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認する<sup>82</sup>。
- ⑥ 都は、社会福祉施設に対して、可能な限り必要な感染症対策物資等の備蓄に努めるよう呼び掛ける。

### 1-3 緊急物資輸送等の体制整備

都は、国と連携し、新型インフルエンザ等の発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、緊急物資の製造・販売、運送を行う事業者である指定（地方）公共機関等に対し、緊急物資の流通や運送等の事業継続のため体制の整備を要請する。

---

<sup>82</sup> 感染症法第 36 条の5

## 第2節 初動期

### <目的>

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐため、市は、都が実施する有事に必要な感染症対策物資等の確保に協力する。

### 2-1 感染症対策物資等の備蓄状況等確認

- ① 都は、システム等を利用して、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等について協定締結医療機関の備蓄・配置状況を確認する<sup>83</sup>。
- ② 都は、協定締結医療機関に対して、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認するよう要請する。

### 2-2 円滑な供給に向けた準備

- ① 都は、協定締結医療機関における必要な感染症対策物資等に関して調査を行った上で、十分な量を確保する。
- ② 医療機関等は、感染症対策物資等が不足するおそれがある場合等は、感染症対策物資等の販売事業者に計画的に発注する等により、必要量を安定的に確保する。
- ③ 都は、医療機関等において感染症対策物資等の不足が見込まれる場合等は、国や感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者と連携しながら必要量の確保に努める。
- ④ 都は、個人防護具について、協定締結医療機関に対して定期的に調査を行い、協定締結医療機関において調達困難等の理由により個人防護具が不足するおそれのある場合等には、不足する医療機関等に対し、行政備蓄から必要な個人防護具を供出する準備等を行う。
- ⑤ 市は、市医師会等から情報収集を行い、医療機関等における感染症対策物資等の備蓄・配置状況等の把握に努めることとし、個人防護具等が不足する恐れのある場合には、都からの供出状況を確認したうえで、市が備蓄する感染症対策物資等の供出の準備等を行う。

<sup>83</sup> 感染症法第 36 条の 5

### 第3節 対応期

#### <目的>

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐため、初動期に引き続き、市は、都が実施する感染症対策物資等の需給状況の確認、行政備蓄からの供出等による、感染症対策物資等の確保に協力する。

#### 3-1 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認等

- ① 都は、システム等を利用して、協定締結医療機関に対し、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を隨時確認する<sup>84</sup>。
- ② 医療機関等は、医療の提供に必要な感染症対策物資等について、備蓄・配置等を適切に確認する。また、長期的に感染症対策物資等が必要となる可能性を踏まえ、感染症対策物資等の販売事業者に計画的に発注する等により、必要量を安定的に確保する。

#### 3-2 不足物資の供給等適正化

- ① 都は、個人防護具について、協定締結医療機関に対して定期的に調査を行い、協定締結医療機関において調達困難等の理由により個人防護具が不足するおそれのある場合等には、不足する医療機関等に対し、行政備蓄から必要な個人防護具の供出を行う。
- ② 市は、都が実施する感染症対策物資等の供出及びその他の状況等を踏まえ、必要に応じて市が備蓄する感染症対策物資等の供出等を行う。

---

<sup>84</sup> 感染症法第 36 条の 5

## 第7章 市民生活及び市民経済の安定の確保<sup>85</sup>

### 第1節 準備期

#### <目的>

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により市民生活及び市民経済に大きな影響が及ぶ可能性がある。市は、都が実施する必要な準備に対する情報提供等に協力するほか、体制の整備を進める。

#### 1-1 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部署間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

#### 1-2 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

#### 1-3 物資及び資材の備蓄<sup>86</sup>

- ① 市は、本行動計画に基づき、第6章第1節1-1「物資－準備期－感染症対策物資等の備蓄」で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する<sup>87</sup>。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条第1項の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる<sup>88</sup>。
- ② 市は、都と連携して、事業者や市民等に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

<sup>85</sup> 特措法第8条第2項第2号ハ

<sup>86</sup> ワクチン接種資器材等や感染症対策物資等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照

<sup>87</sup> 特措法第10条。備蓄等に当たっては使用推奨期限等に留意すること。

<sup>88</sup> 特措法第11条

#### **1-4 生活支援を要する者への支援等の準備**

市は、国からの要請に基づき、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、都と連携し要配慮者の把握とともにその具体的な手続を検討する。

#### **1-5 火葬能力等の把握、火葬体制の整備**

市は、都の火葬体制を踏まえ、域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。その際には戸籍事務担当部署等の関係機関との調整を行うものとする。

#### **1-6 その他必要な体制の整備**

市は、国、都及び近隣区市町村並びに廃棄物処理業者と連携し、新型インフルエンザ等の発生時においても、都が整備するガイドラインに沿って廃棄物を適切に処理できるよう、適宜、情報共有を図る。

## 第2節 初動期

### <目的>

新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や市民等に、事業継続のための感染対策等の準備等を呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、市民や事業者に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染予防策等の勧奨を行うとともに、新型インフルエンザ等の特徴や発生状況、国、都及び市の対応などの説明を行う。その他、感染拡大防止策の実施の協力や、政府が緊急事態宣言をした場合の制限等についての事前の周知など、速やかな対応を行い、市民生活及び市民経済の安定の確保に努める。

### 2-1 市民生活への配慮

- ① 市は、来庁者向け及び庁舎執務室における感染対策を段階的に実施する。
- ② 市は、市の施設における感染防止対策の段階的な実施や施設の利用縮小・休止の検討、及び市が実施するイベントでの感染防止対策の段階的な実施やイベントの中止・延期の検討を行う。
- ③ 市は、市への届出・申請等について、対面での機会を減らすよう検討するなどの必要な対応の準備を行う。
- ④ 市は、高齢者や障害者等の要配慮者への支援や、平常時のごみ処理の維持が困難になる場合に備えた準備を行う。

### 2-2 遺体の火葬・安置

市は、都を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

## 第3節 対応期

<目的>

準備期での対応を基に、市民生活及び市民経済の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、市民・事業者等への必要な支援及び対策を行うことにより、市民生活及び市民経済の安定の確保に努める。

### 3-1 市民生活の安定の確保を対象とした対応

#### 3-1-1 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、子どもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

#### 3-1-2 生活支援を要する者への支援

市は、都を通じた国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

#### 3-1-3 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限<sup>89</sup>やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等必要な支援を行う。

#### 3-1-4 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 市は、住民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、都と連携して調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ② 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、住民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ③ 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、本行動計画に基づき、都と連携して適切な措置を講ずる。
- ④ 都及び市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は社会経済活動上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）、物価統制令（昭和21年勅令第118号）

<sup>89</sup> 特措法第45条第2項

その他法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる<sup>90</sup>。

### 3-1-5 埋葬・火葬の特例等

- ① 市は、都を通じての国からの要請を受けて、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。
- ② 市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。
- ③ 市は、都の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣区市町村に対して広域火葬の応援・協力を行う。
- ④ 市は、都を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。また、併せて市は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。
- ⑤ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、市は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、都から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。
- ⑥ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合に、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間にあっては、いずれの区市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは、埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられることから、市は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う<sup>91</sup>。

## 3-2 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

### 3-2-1 事業者に対する支援

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民生活及び市民経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる<sup>92</sup>。

### 3-2-2 水の安定的な供給に関する措置

市は、水道事業者及び水道用水供給事業者が、新型インフルエンザ等緊急事態において、各行動計画又は業務計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる<sup>93</sup>ことを把握する。

<sup>90</sup> 特措法第 59 条

<sup>91</sup> 特措法第 56 条

<sup>92</sup> 特措法第 63 条の2 第1項

<sup>93</sup> 特措法第 52 条第2項

## 第3部 市政機能を維持するための市の危機管理体制

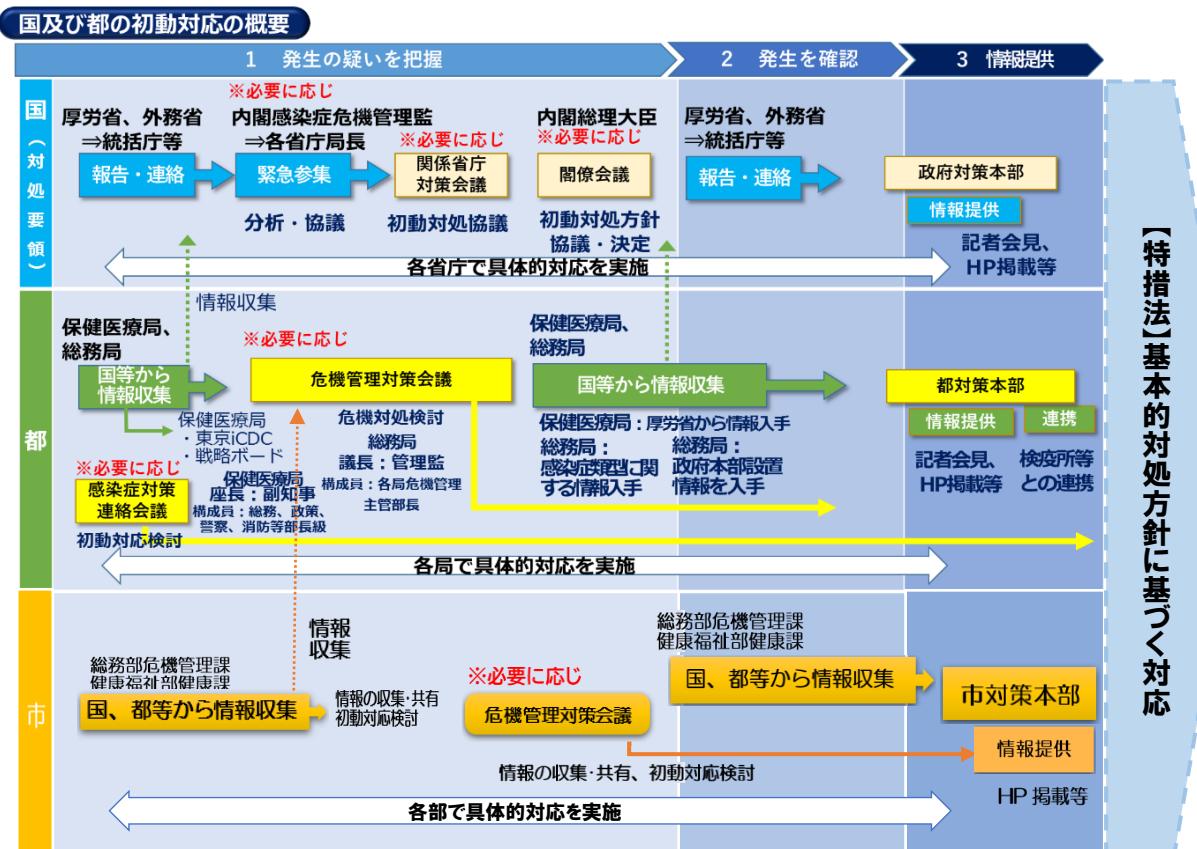
## 第1章 市における危機管理体制

## 1 市の初動対応

市は、新型インフルエンザ等が国内外で発生し、又はその疑いがある場合には、国や都、関係機関と連携し、国内外の感染症発生状況に関する情報を速やかに収集し、事態を的確に把握する。また、あらかじめ定めた手順により直ちに全庁的な初動体制を立ち上げる。

市は、市民の安全を確保し、緊急かつ総合的な対応を行うため、本行動計画及び政府の「新型インフルエンザ等発生時等における初動対処要領」等を踏まえ、政府対策本部が定める基本的対処方針及び都対策本部の対応に基づき、市対策本部が具体的な対策を決定するまでの間、以下のとおり初動対応を行う。

## 新型インフルエンザ等発生時における初動対応について



## 2 市対策本部の概要

特措法により、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市においても、直ちに西東京市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づく市対策本部を設置する。

この条例に基づき、市対策本部は、政府対策本部及び都対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

また、必要がある場合には、市対策本部長から都対策本部長に対して、新型インフルエンザ等への対策に関する総合調整を行うよう要請を行い、速やかに所要の総合調整を行う。

## 3 市対策本部の構成

### ア 組織及び職員

- ・ 本部長は市長をもって充て<sup>94</sup>、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する<sup>95</sup>。
- ・ 副本部長は副市長及び教育長をもって充て<sup>96</sup>、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する<sup>97</sup>。
- ・ 本部員<sup>98</sup>は、部長等、会計管理者、議会事務局長、教育部長等及び東京消防庁西東京消防署長又はその指名する消防吏員をもって充てる。
- ・ 本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができ、市長が任命する<sup>99</sup>。

### イ 部

- ・ 本部に部を置く<sup>100</sup>。

### ウ 市対策本部会議

- ・ 本部長は、新型インフルエンザ等の対策に係る重要事項<sup>101</sup>を審議するため、必要に応じ本部の会議を招集する<sup>102</sup>。

<sup>94</sup> 特措法第35条第1項

<sup>95</sup> 対策本部条例第2条第1項

<sup>96</sup> 特措法第35条第2項第1号及び第2号並びに対策本部条例施行規則第2条

<sup>97</sup> 対策本部条例第2条第2項

<sup>98</sup> 対策本部条例施行規則第3条第1項

<sup>99</sup> 対策本部条例施行規則第3条第2項及び第3項

<sup>100</sup> 対策本部条例第3条及び条例施行規則第4条

<sup>101</sup> 対策本部条例第4条第1項及び対策本部条例施行規則第6条

<sup>102</sup> 対策本部条例第4条

#### 4 市対策本部各部の分掌事務

部名 規則_別表 第4条関係	部長に充てる職 (副部長)	分掌業務
企画部	企画部長	1 市政の総合的な計画及び調整に関すること。 2 预算その他財務に関すること。 3 財産管理に関すること。 4 秘書に関すること。 5 広報に関すること。 6 情報処理及び情報政策に関すること。 7 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること。
総務部	総務部長	1 庁舎管理、文書、条例及び法規に関すること。 2 職員に関すること。 3 契約及び建築営繕に関すること。 4 その他、他の部の主管に属しないこと。 5 所管施設の感染症対策に関すること。 6 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること。
	(危機管理担当部長)	1 危機管理に関すること。 2 新型インフルエンザ等の対策の総合調整に関すること 3 本部長室の庶務及び審議事項に必要な業務 4 他の部に属さない協力団体等との連絡調整
市民部	市民部長	1 戸籍及び住民基本台帳に関すること。 2 国民健康保険及び国民年金に関すること。 3 市税及び市税に係る税外収入に関すること。 4 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること。

### 第3部 市政機能を維持するための市の危機管理体制

#### 第1章 市における危機管理体制

部名 規則_別表第 4条関係	部長に充てる職 (副部長)	分掌業務
健康福祉部	健康福祉部部長 (ささえあい・健康づくり担当部長)	1 社会福祉に関すること。 2 社会保障に関すること。 3 保健及び医療に関すること。 4 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること。 5 市民の予防接種に関すること。 6 市民、医療機関からの相談に関すること。 7 所管施設の感染症対策に関すること。 8 新型インフルエンザ等の発生の状況の把握及び対応方針に関すること
子ども若者部	子ども若者部長 (子ども家庭担当部長)	1 子ども及び子育て並びに若者に関すること。 2 児童及び青少年の健全育成に関すること。 3 所管施設の感染症対策に関すること。 4 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること。
生活文化スポーツ部	生活文化スポーツ部長	1 文化芸術施策及び市民交流に関すること。 2 スポーツ施策に関すること。 3 産業経済に関すること。 4 市民活動及び市民協働並びに男女平等施策に関すること。 5 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること。
みどり環境部	みどり環境部長	1 環境衛生及び公害に関すること。 2 ごみの減量化及び清掃に関すること。 3 公園及び緑地に関すること。 4 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること。
まちづくり部	まちづくり部長	1 都市計画に関すること。 2 市街地の開発に関すること。 3 住宅に関すること。 4 交通施策に関すること。 5 建築指導に関すること。 6 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること。

### 第3部 市政機能を維持するための市の危機管理体制

#### 第1章 市における危機管理体制

部名 規則_別表 第4条関係	部長に充てる職 (副部長)	分掌業務
都市基盤部	都市基盤部長	1 道路及び河川に関すること。 2 用地の取得に関すること。 3 下水道に関すること。 4 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること。
会計課	会計管理者	1 新型インフルエンザ等の対策等に必要な現金及び物品の出納及び保管に関すること。 2 財務会計システムその他公金の出納業務の維持に関すること。 3 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること。
議会事務局	議会事務局長	1 市議会及び市議会議員との連絡調整及びこれに必要な業務 2 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること。
教育部	教育部長 (地域学習推進担当部長)	1 教育施設における感染予防等に関すること。 2 教育課程の編成及び各種システムの維持に関すること。 3 東京都教育委員会との連携に関すること。 4 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること。
選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局長	1 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること。
監査委員事務局	監査委員事務局長	1 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること。

## 第2章 市政機能の維持

### 1 業務区分の考え方

新型インフルエンザ等の発生時には、保健医療業務、危機管理体制など、発生対応業務が増大するが、職員の欠勤も最大4割が想定される。このため、市の業務を、新型インフルエンザ等発生に際して「新たに発生する業務」と「通常業務」とに整理する。また、通常業務を「継続業務」「縮小業務」「休止業務」に区分する。区分の考え方は、市民の生命を守り、都市機能を維持することに直接関わるライフライン業務などの継続する業務を「継続業務」とし、感染拡大防止のために休止する多数の人が集まる施設の運営や、不急な業務等を「休止業務」とし、その他の業務を「縮小業務」に分類する。

各業務の実施に当たっては、新型インフルエンザ等のウイルスの感染力、病原性及び治療薬の有効性、職員の出勤率などを判断し、弾力的・機動的に行う。

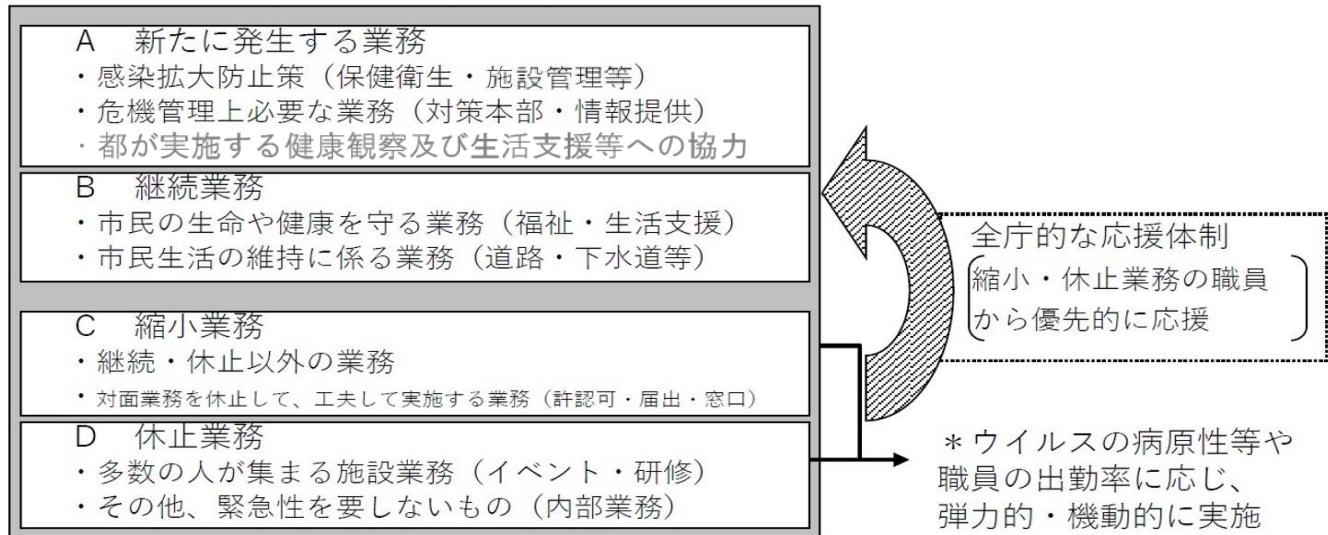


## 2 各部の業務継続と応援体制

市は、本行動計画に基づき、新型インフルエンザ等の発生対応及び事業継続のため、業務継続計画（B C P）を作成し、各課レベルで業務の優先順位を決定し、業務を継続する。

また、業務継続を行う上で、各部において人員が不足する場合には、業務継続計画（B C P）に基づき、全庁的な応援体制により対応する。

### <業務の整理と応援体制>



## 用語集

用語	内容
医療機関等情報支援システム（G-MIS）	G-MIS（Gathering Medical Information System の略）は、全国の医療機関等から、医療機関等の稼働状況、病床や医療スタッフの状況、受診者数、検査数、医療機器（人工呼吸器等）や医療資材（マスクや防護服等）の確保状況等を一元的に把握・支援するシステム
医療計画	医療法第30条の4第1項の規定に基づき都道府県が定める医療提供体制の確保を図るための計画
医療措置協定	感染症法第36条の3第1項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定
疫学	健康に関連する状態や事象の集団中の分布や決定要因を研究し、かつ、その研究成果を健康問題の予防やコントロールのために適用する学問
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者
患者等	患者及び感染したおそれのある者
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態
感染症指定医療機関	本行動計画においては、感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものとす。
感染症対策物資等	感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品（薬機法第2条第1項に規定する医薬品）、医療機器（同条第4項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材
帰国者等	帰国者及び入国者

季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こすA型又はA型のような毎年の抗原変異が起こらないB型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症
基本的対処方針	特措法第18条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの
協定締結医療機関	感染症法第36条の3第1項に規定する医療措置協定を締結する医療機関。「病床確保」、「発熱外来」、「自宅療養者等への医療の提供」、「後方支援」、「医療人材の派遣」のいずれか一つ以上の医療措置を実施する。
業務継続計画（B C P）	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画
緊急事態宣言	特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
緊急事態措置	特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
緊急物資	特措法第54条に規定する、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資及び資材
ゲノム情報	病原体の保有する全ての遺伝情報を指す。ゲノム情報を解析することで、変異状況の把握等が可能となる。
健康観察	感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求ること。

健康危機対処計画	地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成6年厚生省告示第374号）に基づき、平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、保健所及び地方衛生研究所等が策定する計画。策定に当たっては、都道府県単位の広域的な健康危機管理の対応について定めた手引書や保健所設置市及び特別区における区域全体に係る健康危機管理の対応について定めた手引書、感染症法に基づく予防計画、特措法に基づく都道府県行動計画及び区市町村行動計画等を踏まえることとされている。
検査等措置協定	感染症法第36条の6第1項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定
国立健康危機管理研究機構（J-IHS）	国立健康危機管理研究機構法に基づき、統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、令和7（2025）年4月に設立された機構。国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具
酸素飽和度	血液中の赤血球に含まれるヘモグロビンのうち酸素が結合している割合
指定（地方）公共機関	特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
住民接種	特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。

新型インフルエンザ等	感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（特措法第14条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。 本行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。
新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表	感染症法第44条の2第1項、第44条の7第1項又は第44条の10第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が感染症法第16条第1項に定める情報等を公表すること。
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態
積極的疫学調査	感染症法第15条の規定に基づき、患者、疑似症患者、無症状病原体保有者等に対し、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするために行う調査
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口
双方向のコミュニケーション	医療機関、事業者等を含む都民等が適切に判断・行動することができるよう、都による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション
地域保健対策の推進に関する基本的な指針	地域保健法第4条の規定に基づき、厚生労働大臣が地域保健対策の円滑な実施及び総合的な推進を図るために定める指針

地方衛生研究所等	地域保健法第 26 条に規定する調査・研究、試験・検査、情報収集・分析・提供、研修・指導等の業務を行う都道府県等の機関（当該都道府県等が当該業務を他の機関に行わせる場合は、当該機関）をいう。都においては、公衆衛生の向上及び増進に関する試験、研究、調査及び検査に関する事務を行う機関として、東京都健康安全研究センターを設置している。
統括庁	内閣感染症危機管理統括庁。感染症危機に係る有事においては、政府対策本部の下で各省庁等の対応を強力に統括しつつ、J I H S から提供される科学的知見を活用しながら、感染症危機の対応に係る政府全体の方針を策定し、各省庁の総合調整を実施する。
登録事業者	特措法第 28 条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第 2 条第 2 号の 2 に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第 1 条に規定するもの
特定接種	特措法第 28 条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。
都道府県等	都道府県、保健所設置市（地域保健法施行令（昭和 23 年政令第 77 号）第 1 条に定める市）及び特別区
東京都感染症対策連携協議会	感染症法第 10 条の 2 に規定する主に都と保健所設置市・特別区の連携強化を目的に、管内の保健所設置市や特別区、感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員として、都が設置する組織
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者

パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器
フレイル	身体性ぜい弱性のみならず精神・心理的ぜい弱性や社会的ぜい弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
プレパンデミックワクチン	将来パンデミックを生じるおそれがある高くあらかじめワクチンを備蓄しておくことが望まれるウイルス株を用いて開発・製造するワクチン
まん延防止等重点措置	特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
無症状病原体保有者	感染症法第6条第11項に規定する感染症の病原体を保有している者であって当該感染症の症状を呈していないものという。
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部及び都対策本部の廃止までをいう。
予防計画	感染症法第10条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやり取りを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念
P D C A	Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ